

◇ 関係機関のご案内 ◇

チェック欄	関係機関	関係窓口
<input type="checkbox"/> /	50.財産を相続したとき 被相続人の遺産（相続時精算課税に係る贈与含む）が一定額（3,000万円+600万円×法定相続人の数）を超える場合については、被相続人が死亡した日の翌日から10か月以内に、相続税の申告、納税が必要になります。必要書類等の詳細は右記にお問い合わせください。	仙台南税務署 《自動音声》 022-306-8001
<input type="checkbox"/> /	51.所得税の申告 所得税の確定申告書を提出すべき人が死亡したとき、死亡した日の翌日から4か月以内に、被相続人の納税地の所轄税務署に相続人が確定申告書を提出し、納税してください。 必要書類等の詳細は右記にお問い合わせください。	
<input type="checkbox"/> /	52.個人事業主の方が亡くなられたとき 必要書類等の詳細は右記にお問い合わせください。	
<input type="checkbox"/> /	53.電話、携帯電話 名義変更、解約等の手続きがありますので、契約されている電気通信事業者にお問い合わせください。	
<input type="checkbox"/> /	54.電気の名義変更等 契約している電力会社にお問い合わせください。	
<input type="checkbox"/> /	55.ガス 契約しているガス会社にお問い合わせください。	
<input type="checkbox"/> /	56.金融機関等（銀行、郵便局、保険会社、証券会社等） 相続を証明する書類・印鑑等が必要になる場合があります。まずは口座のある金融機関等にお問い合わせください。	

チェック欄	関係機関	関係窓口
<input type="checkbox"/> /	<p>57.免許証の処分</p> <p>岩沼警察署または最寄りの交番・駐在所へ返却してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>① 免許証 ② 死亡を確認できるもの</p>	<p>岩沼警察署 交通課 《代表》 0223-22-4341</p>
<input type="checkbox"/> /	<p>58.車、バイク</p> <p>名義変更又は廃車の手続きをしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原付バイク(125cc以下)、小型特殊自動車(農耕用等) (名取市役所 税務課) ・三輪・四輪の軽自動車 (宮城県軽自動車検査協会) ・普通自動車、126cc以上のバイク (東北運輸局宮城運輸支局) <p>※ 手続きにより必要書類が異なりますので、詳しくは右記にお問い合わせください。</p>	<p>市役所 1階 北側 税務課 市民税係 《直通》 022-724-7114</p> <p>宮城県軽自動車検査協会 《直通》 050-3816-1830</p> <p>東北運輸局宮城運輸支局 《自動音声》 050-5540-2011</p>